

13-2 『みやこ町立犀川中学校いじめ防止基本方針』

平成26年2月20日策定

みやこ町立犀川中学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止のための基本的な方針（平成25年10月11日 文部科学大臣決定平成29年3月14日最終改定）福岡県いじめ防止基本方針をもとにみやこ町立犀川中学校のすべての児童（生徒）が安心して、充実した学校生活を送れるよういじめの防止を目的として策定しました。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

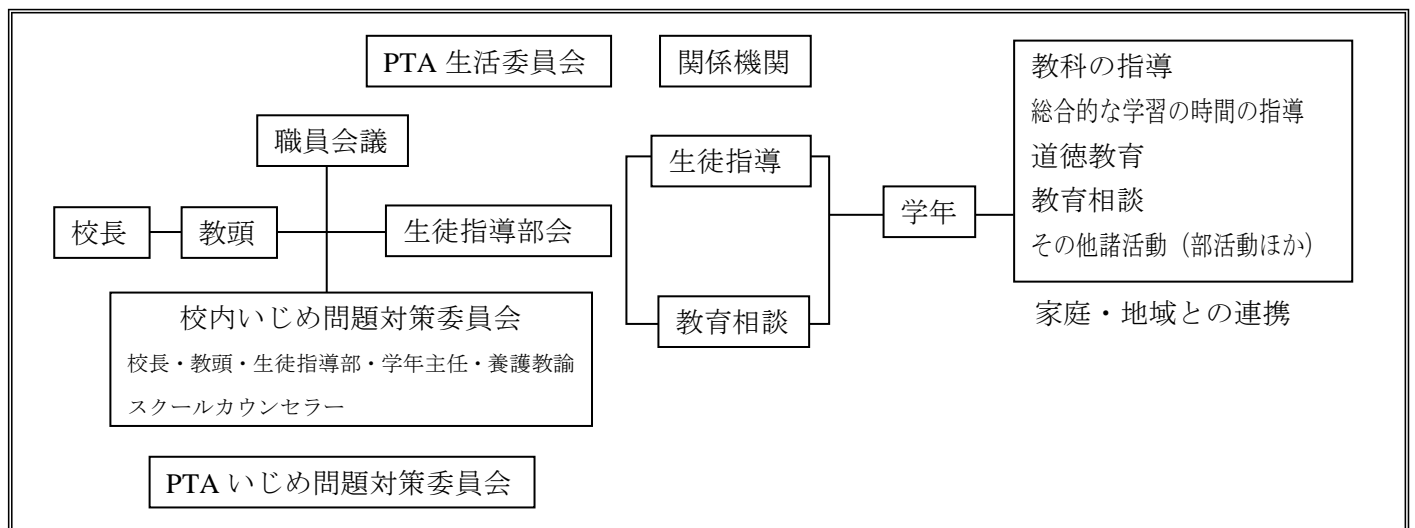
いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等該当児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止基本法」より）

(2) いじめに対する基本定な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止、早期発見、早期対応を行う。

けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。

2 学校におけるいじめ防止対策の組織



※年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、組織的対応方針の決定

PDCAサイクルの検証

※いじめチェックシート、いじめアンケート、相談ポスト、日常観察などをもとにした定期的な情報交換・共通理解

※月1回の生徒指導部会、校内いじめ問題対策委員会の定期的な開催

※保護者との連携の方法

3 いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組状況の評価

- (1) 学校の課題を踏まえた、いじめの未然防止のための目標を設定
- (2) 評価が可能な客観的な指標を設定
- (3) 方針を見直す PDCA サイクルを年間計画に位置づける。

4 関係機関との連携

必要に応じて、関係機関との連携を図る。

みやこ町いじめ問題対策連絡協議会、みやこ町教育相談ネットワーク会議、京築地区教育相談ネットワーク会議、みやこ町教育委員会、みやこ町社会福祉協議会、京築教育事務所、スクールカウンセラー、児童相談所、警察署、保健福祉事務所等、状況に応じて、関係機関と連携

5 いじめの防止・いじめの早期発見対応、いじめへの対処について

(1) いじめ防止への取り組み

○道徳科の指導について

- ・道徳科の授業を通して、いじめの関する学級経営
- ・ソーシャルスキルトレーニング、「心のアンケート」「QU検査」などを活用し、児童生徒の日常の実態や人間関係を十分に把握し、児童一人一人が安心して過ごせる学級経営に努める。
- ・「わかる・できる」が実感できる授業の実践に努める。

○道徳教育の充実

- ・全ての教育活動において道徳教育の充実を図り、人権尊重の精神や、規範意識・思いやりの心の醸成を行う。
- ・道徳科の授業を通して、道徳的実践力を高め、道徳的実践努めようとする児童生徒の育成を図る。併せて、自己肯定感を育てる。

○その他学校独自の活動等

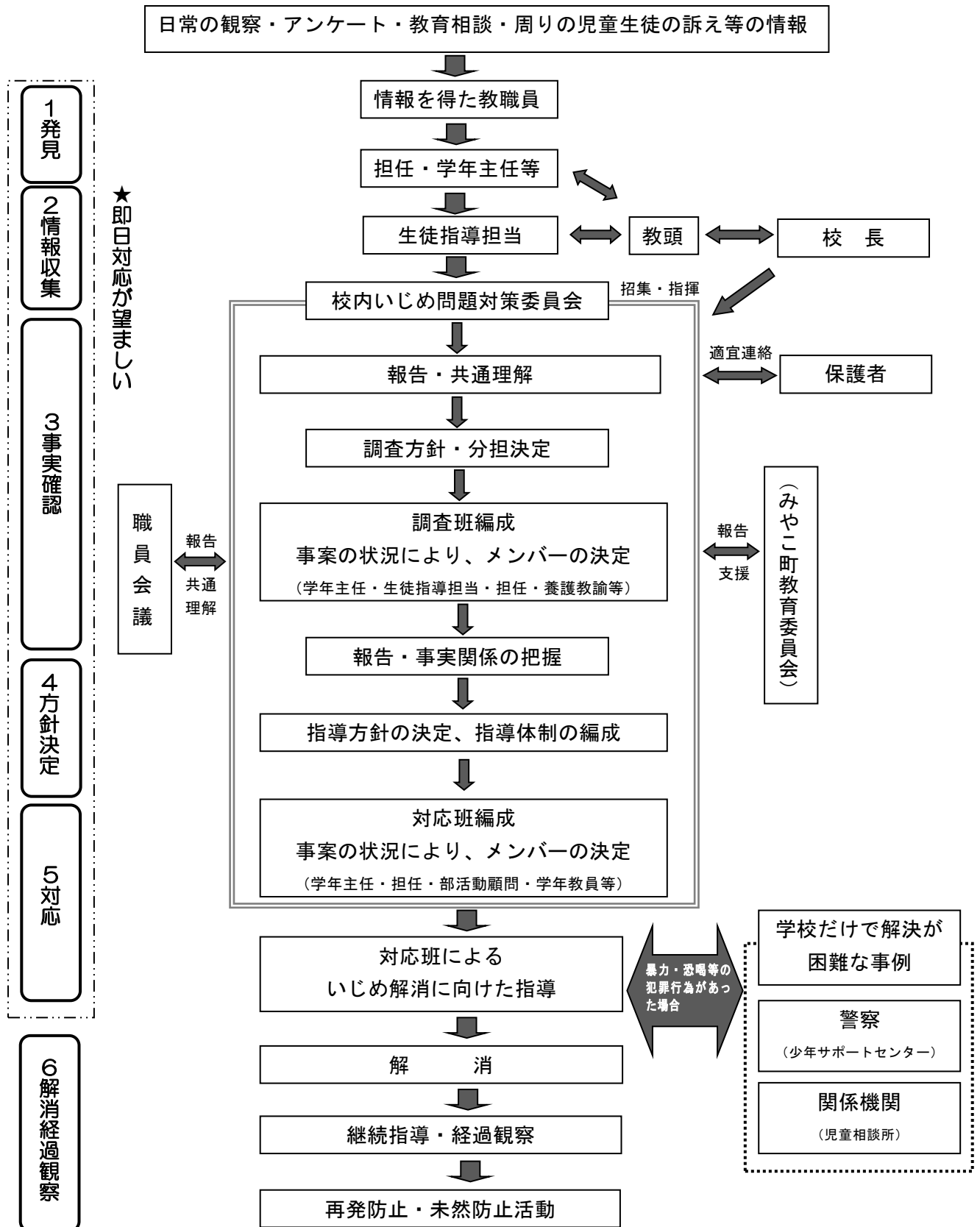
- ・生徒指導の視点を取り入れた授業、体験活動を取り入れた授業実践に努める。
- ・学級活動等における社会性の構築に向けた取組（エンカウンター、SST、ピアサポート等）
- ・校長による講話
- ・情報モラル教育の取組
- ・保護者と学ぶ規範意識育成事業の取組

(2) いじめの早期発見への取組

- ・いじめに特化したアンケートの月 1 回の実施
- ・いじめに特化した無記名アンケートの学期に 1 回、年 3 回の実施
- ・不登校予防診断チェックや学校生活・環境多面的調査を積極的に活用
- ・教育相談週間の設定（学期に 1 回）
- ・相談ポストの設置及び活用
- ・「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」を活用し、家庭と連携した早期発見の取組
- ・SC・SSW 等外部専門家を活用した事例研究等の研修会の取組

(3) いじめ対処への取組

《報告・連絡体制の手順》



- ・被害児童生徒への支援（SC等の協力のケア、別室指導）
- ・加害児童生徒への指導（出席停止制度の適切な運用、別室指導等）
- ・ネットいじめの対応

《報告・連絡体制の手順》をもとに対応し、同時に書き込みの削除等を行う

- ① 「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者等からの相談
- ② 書き込み内容の確認・内容の保存
- ③ 掲示板等の管理者に削除依頼
- ④ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

※ 悪質な書き込みが削除されない場合などは、警察と連絡を取り、削除依頼の方法などについて指導・助言を受ける。

6 教育相談体制の整備

- ・いじめチェックシート、心のアンケートなどの結果をもとに学級担任による教育相談を実施し、児童生徒の一人一人の理解に努める。
- ・子どもホットライン24など相談窓口の明確化と周知の取組に努める。

7 報告体制について

- ・《報告・連絡体制の手順》をもとに報告し、教員による抱え込みを防ぐ。

8 教員研修について

- ・学校基本方針の共通理解を図る研修会
- ・「いじめの早期発見・早期対応」を活用した研修会
- ・心の専門家を招聘した研修会

9 保護者・地域等への働きかけについて

- ・PTA 成人講座や学級懇談会等がいじめ問題研修の取組
- ・「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」の配布、インターネットを通して行われるいじめに関する内容の周知
- ・学校の「いじめ防止基本方針」を年度当初、児童生徒・保護者に周知、ホームページ等で公開
- ・1年間いじめが0の場合は、児童生徒・保護者に公表し認知漏れがないか確認
- ・PTA や地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に関する広報啓発

10 取組状況の評価について

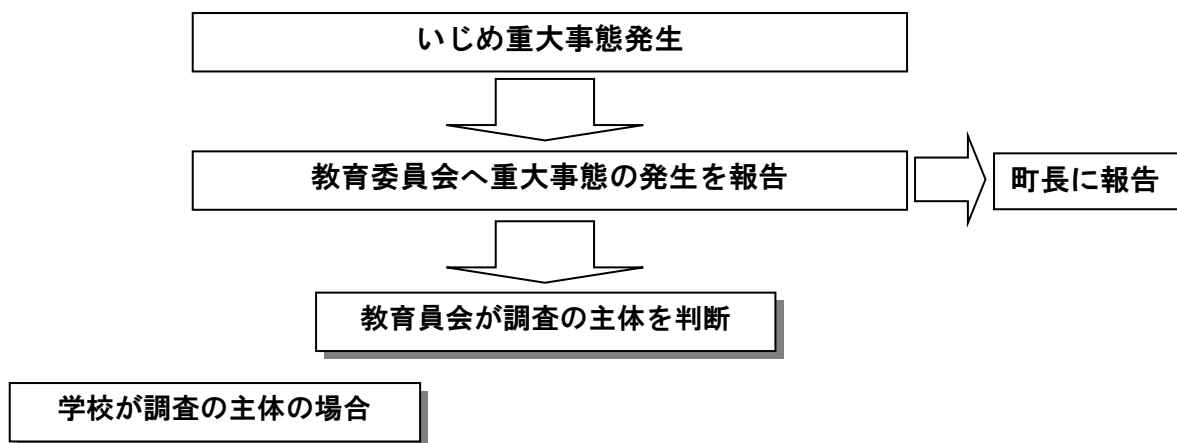
- ・学校評価・教員評価について、いじめの有無や多寡ではなく、適切な対応を評価することを明記
- ・いじめ防止等の取組状況を学校評価項目へ位置づけ

11 重大事態への対処

【重大事態】

- ◎ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ◎ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ◎ 「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

【重大事態の対応フロー図】



学校に重大事態の調査組織を設置

※「校内いじめ問題対策委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と、直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性、中立性を確保するように努める。

事実関係を明確にするための調査を実施

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

※関係諸機関との連携を図る。

いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

※いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。

※再発防止に向けた取り組みの検証を行う。